

交通災害共済の加入受付



町では、令和6年度市町村交通災害共済の加入申し込みを受け付けます。

これは皆さんが掛け金を出し合い、交通事故による死亡、けがの際に災害見舞金が支給される制度です。

年齢に関係なくなたでも加入できますので、ぜひ加入ください。

○加入条件

令和6年4月1日現在で長島町に住民票があるかた

※学生や出稼ぎなどで、一次的に転出しているかたも加入できます。

○加入申し込み

加入申込書と掛け金を役場総務課または指江支所総合管理課へ直接持参してください。

○掛け金

加入者1人に付き500円(年額)

※途中加入者(4月以降の加入も同額)

○申し込み期限

3月25日(月)

○共済期間

4月1日(令和7年3月31日) ※途中加入者は、申込書を受理した日の翌日から令和7年3月31日まで

○災害見舞金給付対象者

国内で自動車や自転車、バイク、電車、船舶などの交通事故に遭い身体に傷害を受け、医療機関で治療を受けたかた

災害見舞金の額一覧

等級	災害の程度	見舞金額
1等級	死亡の場合	1,000,000円
2等級	治療実日数 180日以上 の傷害	180,000円
3等級	治療実日数 150日以上 180日未満 の傷害	135,000円
4等級	治療実日数 120日以上 150日未満 の傷害	115,000円
5等級	治療実日数 90日以上 120日未満 の傷害	95,000円
6等級	治療実日数 60日以上 90日未満 の傷害	75,000円
7等級	治療実日数 30日以上 60日未満 の傷害	55,000円
8等級	治療実日数 15日以上 30日未満 の傷害	35,000円
9等級	治療実日数 7日以上 15日未満 の傷害	25,000円

○よくある問い合わせ

質問 見舞金を請求する時に提出する診断書は、組合所定の様式でなければいけないか。

回答

加害者側や、自身が加入している損害保険会社などが治療費の支払いを行っている場合は組合所定の診断書ではなく、自賠責保険(共済)の診断書および診療報酬明細書の写しで代用できます。

本籍地以外でも取得可能に

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)が施行され、次の①、②ができるようになります。

①戸籍証明書などの広域交付

〔広域交付制度とは〕

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになる制度

〔広域交付で戸籍証明書などを請求できるかた〕

本人、直系尊属(父母、祖母など) および直系卑属(子、孫など)

〔利用の注意点〕

- ・戸籍証明書などを請求できるかたが市区町村の戸籍担当窓口で請求する必要があります。
- ・郵送や代理人による請求はできません。
- ・運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなどの顔写真付きの身分証明書の提示が必須です。

②戸籍届出時における戸籍証明書などの添付負担の軽減

例えば、本籍地以外の市区町村に婚姻届を提出する場合、これまで戸籍証明書の提出をお願いすることがありましたが、同日以降は戸籍証明書などの添付が原則不要となります。

詳しくは、法務省ホームページ(戸籍法の一部を改正する法律)から閲覧できます。



問い合わせ先

役場総務課危機管理係
☎(86)1111「直通」

インフォメーション



問い合わせ先

役場町民保健課戸籍住民係
☎(86)1157「直通」

